（別紙1）番号法第19条第7号　別表第二に定める事務
提供する情報：住民票関係情報（世帯番号，続柄等）
情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧（別表第二より）

No.	提供先	法令上の根拠	提供先における用途
1	厚生労働大臣	1	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定められた用途
2	全国健康保険協会	2	健康保険法による保険給付の支給に係る事務であって主務省令で定められた用途
3	健康保険組合	3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
4	厚生労働大臣	4	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定められた用途
5	全国健康保険協会	6	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
6	都道府県知事	8	児童福祉法による里親の認定，養育里親の登録又は障害児入所給付費，高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
7	都道府県知事	9	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
8	市町村長	11	児童福祉法による障害児通所給付費，特例障害児通所給付費，高額障害児通所給付費，障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた用途
9	都道府県知事又は市町村長	16	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
10	市町村長	18	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
11	市町村長	20	身体障害者福祉法による障害福祉サービス，障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
12	厚生労働大臣	21	身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
13	都道府県知事	23	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
14	市町村長	27	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
15	社会福祉協議会	30	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途
16	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	31	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途
17	日本私立学校振興・共済事業団	34	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途

No.	提供先	法令上の根拠	提供先における用途
18	厚生労働大臣又は共済組合等	35	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
19	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	37	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定められた用途
20	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	38	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定められた用途
21	国家公務員共済組合	39	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
22	国家公務員共済組合連合会	40	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
23	市町村長又は国民健康保険組合	42	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
24	厚生労働大臣	48	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給，保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
25	市町村長	53	知的障害者福祉法による障害福祉サービス，障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
26	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	54	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定められた用途
27	都道府県知事等	57	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
28	地方公務員共済組合	58	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
29	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	59	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
30	市町村長	61	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定められた用途
31	市町村長	62	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
32	厚生労働大臣又は都道府県知事	66	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
33	都道府県知事等	67	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
34	市町村長	70	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
35	厚生労働大臣	77	雇用保険法による未支給の失業等給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途

No.	提供先	法令上の根拠	提供先における用途
36	後期高齢者医療広域連合	80	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
37	厚生労働大臣	84	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
38	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	89	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当又は葬祭料の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
39	厚生労働大臣	91	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
40	平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金	92	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
41	市町村長	94	介護保険法による保険給付の支給，実施地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
42	都道府県知事	96	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
43	厚生労働大臣	101	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
44	農林漁業団体職員共済組合	102	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。）若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
45	独立行政法人農業者年金基金	103	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
46	独立行政法人医薬品医療機器総合機構	105	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による副作用救済給付又は感染救済給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
47	独立行政法人日本学生支援機構	106	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定められた用途
48	都道府県知事又は市町村長	108	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途
49	厚生労働大臣	111	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
50	厚生労働大臣	112	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
51	文部科学大臣，都道府県知事又は都道府県教育委員会	113	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
52	厚生労働大臣	114	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
53	市町村長	116	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途

No.	提供先	法令上の根拠	提供先における用途
54	厚生労働大臣	117	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
55	都道府県知事	120	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途

（別紙2）番号法第9条第1項　別表第1に定める事務			
No.	移転先	法令上の根拠	移転先における用途
1	子育て支援課	7	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による里親の認定，養育里親の登録，療育の給付，障害児入所給付費，高額障害児入所給付費，特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給，医療の給付等の事業若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施，負担能力の認定又は費用の徴収若しくは支払命令に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	障害福祉課 こども育成課	8	児童福祉法による障害児通所給付費,特例障害児通所給付費,高額障害児通所給付費,肢体不自由児通所医療費,障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給,障害福祉サービスの提供,保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	子育て相談課	9	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	健康推進課	10	予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施，給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	障害福祉課	11	身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	障害福祉課	12	身体障害者福祉法による障害福祉サービス，障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	障害福祉課	14	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）による診察，入院措置，費用の徴収，退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	生活支援課	15	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施，保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務であって主務省令の定めるもの
9	税制課 市民税課 資産税課 納税課 国民健康保険課	16	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	住宅課	19	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	福祉保険課	20	戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）による援護に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	学務課	27	学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの

13	国民健康保険課 納税課	30	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	市民課	31	国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金である給付若しくは一時金の支給，保険料その他徴収金の徴収，基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	障害福祉課	34	知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による障害福祉サービス，障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	住宅課	35	住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）による改良住宅（同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	防災課	36の2	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	子育て支援課	37	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	介護高齢課	41	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	子育て相談課	43	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
21	子育て相談課	44	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
22	子育て相談課	45	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
23	障害福祉課	46	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
24	障害福祉課	47	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
25	子育て相談課	49	母子保健法（昭和40年法律第141号）による保健指導，新生児の訪問指導，健康診査，妊娠の届出，母子健康手帳の交付，妊産婦の訪問指導，低体重児の届出，未熟児の訪問指導，養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

26	人事課 子育て支援課	56	児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
27	国民健康保険課	59	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
28	福祉保健課 生活支援課	63	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「中国残留邦人等支援給付」という。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
29	介護高齢課	68	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
30	健康推進課	70	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）による入院の勧告若しくは措置，費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
31	子育て相談課 健康推進課	76	健康増進法（平成十四年法律第百三号）による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
32	市民課	83	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
33	子育て支援課 障害福祉課	84	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの

（別紙３）パブリックコメントの主な意見の内容について

意見募集期間　　平成２７年４月１５日（水）～平成２７年５月１５日（金）
意見提出者　　１人
※御意見につきましては，原文どおりとしていますが，一部読みやすくするため改行等の処理を行っています。

項番	御意見	市の考え方
1	・特定個人情報の保護については，マイナンバーは社会保障・税・災害対策の分野に於いて，法律等で定められた利用範囲でのみ使われる。 ・評価書は，住民の皆さんの意見を反映させ，情報セキュリティの専門知識を持った機関に寄る第三者点検を経た上で，国の特定個人情報保護委員会に提出します。既存住基システムと証明書情報を連携し，証明書自動交付機の利用登録をしている住民から住民票の写し（証明書）の交付要求に応じ，証明書の自動交付要求に応じ，証明書の自動交付を行う。 ・転入届，転居届，転出届，世帯変更届等の届出又は職権に基付く住民票の記載，消除又は記載の修正する。 ・住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置。 ・住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知する。 ・情報提供データベース管理機能：特定個人情報（連携対象）を副本として，保持・管理する機能。 ・データ送受信機能：中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会，情報提供，符号取得，取得の為の情報等に付いて連携する為の機能。 ・都道府県に対し，本人確認情報を通知する。 ・都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報との整合性を確認する。 ・都道府県サーバー及び住基全国サーバーに置いて，市町村 CS より受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて保有する本人確認情報の整合性確認を行う。 ・出生又は国外からの転入等に寄り，新規に個人番号を指定する場合は，地方公共団体情報システム機構から「個人番号とすべき番号」を入手して，その者の個人番号に指定し，該当住民票に個人番号を記載する。	御意見の内容につきましては，概ね評価書（案）と同様の内容であり，参考意見として受け止めさせていただきます。また,御意見の(その他）につきましては，旭川市の発展に期待したものであると受け止めております。

項番	御意見	市の考え方
	・本人確認情報に誤りが遭った際に訂正を行う場合には，本人確認情報管理責任者の許可を得て行う事とする。又，証正した内容等に付いては，その記録を残し，法令等に寄り定められる期間保管する。 ・大量のデータ出力に際しては，事前に管理責任者の承認を得る。 ・個人番号の生成元で有る機構が設置・管理する全国サーバから住民票コードに対応付く個人番号を適切に取得出来る事をシステムに寄り担保する。 ・児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務で遭って主務省令で定められた用途。 ・児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務で遭って主務省令で定められた用途。 ・母子保健法に寄る費用の徴収に関する事務で遭って主務省令で定められた用途。 ・被災者生活再建支援法に寄る被災者生活再建支援金の支給に関する事務で遭って主務省で定められた用途。 ・厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図る為の農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律に寄る年金で有る給付（同法付則第１６条第３項の規定に寄り厚生年金保険の実施者たる政府が支給する物とされた年金で有る給付を除く。）若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務で遭って主務省令で定められた用途。 ・独立行政法人日本スポーツ振興センター法に寄る災害共済給付の支給に関する事務で遭って主務省令で定められた用途。 ・公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律に寄る就学支援金の支給に関する事務で遭って主務省令で定められた用途。 ・職業訓練の実施等に寄る特定求職者の就職の支援に関する法律に寄る職業訓練受講給付金の支給に関する事務で遭って主務省令で定められた用途。 ・子供・子育て支援法による子供の為の教育・保育給付の支給又は地域子供・子育て支援事業の実施に関する事務で遭って主務省令で定められた用途。 （その他） ・旭川市の総人口全ての約２２０万人を増やしたい。 ・中央，東，西，南，北，東光，豊岡，永山，白石，比布。タカス，当麻，東川，東神楽，美瑛各区役所の新規参入を目指す。 ・旭川市全域の全ての住民投票にしたい。	

（別紙4）第三者点検と評価書への反映について

項番	大項目	意見等	変更前の記載	変更後の記載	市の考え方
1	実施事項の追記	実施事項を記載する必要がある。		（別紙3）パブリックコメントの主な意見の内容について	資料を追加します。
2	実施事項の追記	実施事項を記載する必要がある。		（別紙4）第三者点検と評価書への反映について	資料を追加します。
3	法律の引用，住基ネットの定義，用語の統一，資料添付方法の修正	Ⅰ　基本情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容　※ 「住民基本台帳法」の法律の引用が未記載。用語「住基ネット」が未定義。 （別添1）事務内容 用語の統一 資料添付方法の変更	住民基本台帳法（以下「住基法」という。） 本人確認システム（住基ネット） 中間サーバ 別添1の添付方法：見出しなし	住民基本台帳法（昭和42年法律第8号。以下「住基法」という。） 本人確認システム（住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）） 中間サーバー 別添1の添付方法：見出しの作成	誤記のため修正します。 また，別添1の添付方法について，見出しを作成します。
4	指摘事項	Ⅰ　基本情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容　※ （別添1）事務内容及び事務内容（1）の図に，各システムファイルが記述されていない。		（1）住民基本台帳ファイル， （2）本人確認情報ファイル及び （3）送付先情報ファイルの各ファイルを利用するシステムがわかりやすくなるよう，（別添1）事務内容及び事務内容（1）の図を修正した。	御指摘のとおり修正します。
5	用語の統一	Ⅰ　基本情報 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ①システムの名称	中間サーバ	中間サーバー	誤記のため修正します。
6	用語の統一	Ⅰ　基本情報 4．特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	中間サーバ	中間サーバー	誤記のため修正します。
7	法律の引用	Ⅰ　基本情報 5．個人番号の利用　※	（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）	（番号法。平成25年法律第27号）	誤記のため修正します。
8	期日の変更	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 （1）住民基本台帳ファイル 2．基本情報	平成27年6月予定	平成27年7月30日予定	期日に変更がありましたので変更します。
9	東部まちづくりセンターの追加	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 （1）住民基本台帳ファイル 3．特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 特定個人情報を取り扱う証明発行部署についても記載が必要。当該事務は評価書作成時点でまだ開始されていないため「（予定）」を追加すべき。		，東部まちづくりセンター（予定）の追加	御指摘のとおり修正します。
10	期日の変更	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 （1）住民基本台帳ファイル 3．特定個人情報の入手・使用 ⑨使用開始日	平成27年10月5日	平成27年7月30日	期日に変更がありましたので変更します。
11	法律の引用	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 （1）住民基本台帳ファイル 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑤委託先名の確認方法	（平成17年3月24日　条例第7号）	（平成17年旭川市条例第7号）	誤記のため修正します。
12	法律の引用	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 （1）住民基本台帳ファイル 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑤委託先名の確認方法	（平成17年3月24日　条例第7号）	（平成17年旭川市条例第7号）	誤記のため修正します。

（別紙4）第三者点検と評価書への反映について

項番	大項目	意見等	変更前の記載	変更後の記載	市の考え方
13	指摘事項	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 （1）住民基本台帳ファイル 5．特定個人情報の提供・移転（委託の伴うものを除く。） 提供先1 ・（別紙1）番号法第19条第7号　別表第二に定める事務（誤記修 正） 項番46 提供先における用途の記載が誤っている。 ・⑥提供方法に記載誤りがあ	独立行政法人日本スポーツ振興センター法による災害共済給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 その他（住基ネット）	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による副作用救済給付又は感染救済給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 （削除）	誤記のため修正します。
14	指摘事項	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 （1）住民基本台帳ファイル 5．特定個人情報の提供・移転（委託の伴うものを除く。） 提供先1 （別紙1）番号法第19条第7号 別表第二に定める事務（誤記修正） 項番113 提供先における用途の記載が誤っている。	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	誤記のため修正します。
15	指摘事項	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 （1）住民基本台帳ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 保管期間が20年以上となっているが，ヒアリングの結果，システムの機能として，データは5年経過後自動的に論理削除され表示不能となることから，5年と記入した方が良い。	20年以上	5年	御指摘のとおりですので修正します。
16	指摘事項	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 （1）住民基本台帳ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法 ヒアリングの結果，システムで自動判定され削除されることから，実態に合った記述にした方が良い。	＜旭川市の措置＞・住基法施行令第34条には，保管期間を過ぎた場合に削除する規定は記載されていないが，必要に応じてデータを物理的に削除する。	＜旭川市の措置＞・住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「住基法施行令」という。）第34条に則り，消除されてから5年を経過した住民票に係る情報は，既存住基システムにて自動判別し消去する。	御指摘のとおりですので修正します。
17	期日の変更	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 （2）本人確認情報ファイル 2．基本情報 ⑨保有開始日	平成27年6月予定	平成27年7月30日予定	期日に変更がありましたので変更します。
18	東部まちづくりセンターの追加	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 （2）本人確認情報ファイル 3．特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 特定個人情報を取り扱う証明発行部署についても記載が必要。当該事務は評価書作成時点でまだ開始されていないため「（予定）」を追加すべき。		，東部まちづくりセンター（予定）の追加	証明発行部署記載漏れのため追記します。 また，御指摘のとおり修正します。
19	期日の変更	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 （2）本人確認情報ファイル 3．特定個人情報の入手・使用 ⑨使用開始日	平成27年6月1日	平成27年7月30日	期日に変更がありましたので変更します。
20	法律の引用	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 （2）本人確認情報ファイル 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑤委託先名の確認方法	（平成17年3月24日　条例第7号）	（平成17年旭川市条例第7号）	誤記のため修正します。

（別紙4）第三者点検と評価書への反映について

項番	大項目	意見等	変更前の記載	変更後の記載	市の考え方
21	指摘事項	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 （2）本人確認情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法 ヒアリングの結果，システムで自動判定され削除されることから，実態にあった記述にした方が良い。	必要に応じ消去する。	システムにて自動判別し消去する。	御指摘のとおりですので修正しました。
22	東部まちづくりセンターの追加	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 （3）送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 特定個人情報を取り扱う証明発行部署についても記載が必要。当該事務は評価書作成時点でまだ開始されていないため「（予定）」を追加すべき。		，東部まちづくりセンター（予定） の追加	証明発行部署記載漏れのため追記します。 また，御指摘のとおり修正します。
23	法律の引用	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 （3）送付先情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑤委託先名の確認方法	（平成17年3月24日　条例第7号）	（平成１７年旭川市条例第7号）	誤記のため修正します。
24	用語の統一	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※（7. リスク1⑨を除く。） （1）住民基本台帳ファイル 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク1：　目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 セキュリティポリシーの具体名を示す必要がある。	当市セキュリティポリシー	旭川市情報セキュリティポリシー	御指摘のとおり修正します。
25	用語の統一	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※（7. リスク1⑨を除く。） （1）住民基本台帳ファイル 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク3：　入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容 セキュリティポリシーの具体名を示す必要がある。	当市セキュリティポリシー	旭川市情報セキュリティポリシー	御指摘のとおり修正します。
26	改善事項	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※（7. リスク1⑨を除く。） （1）住民基本台帳ファイル 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク4：　入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク 現在行っているセキュリティー向上策や措置については記述した方がよい。		・届出を受付中である事がわかる機能を既存住基システム上に実装しており，届出が処理済みであることを月に一度リストにて点検している。・各担当間で事務を引き継ぐ際に，届け書の置き場所を指定することにより，届け書が確実に処理される仕組みとなっている。	現在行っているセキュリティ向上策についての記述の追加。

（別紙4）第三者点検と評価書への反映について

項番	大項目	意見等	変更前の記載	変更後の記載	市の考え方
27	用語の統一	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※（7．リスク1⑨を除く。） （1）住民基本台帳ファイル 3．特定個人情報の使用 リスク1：目的を超えた紐付け，事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク その他の措置の内容 「セキュリティポリシーに基づき，必要事項の確認判断の上，利用・提供の承認」となっているが，セキュリティポリシーを確認したところ，住民情報の利用，提供に関しては業務目的以外の使用禁止が規定されているため，目的を超えた紐付け，事務に必要のない情報との紐付けが禁止されている旨の表現にした方が良い。	当市セキュリティポリシーに基づき，必要事項の確認判断の上，利用・提供の承認を行っている。	当市セキュリティポリシーにより，目的外利用を禁止している。 → 旭川市情報セキュリティポリシーにより，目的外利用を禁止している。	御指摘のとおり追記します。
28	改善事項	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※（7．リスク1⑨を除く。） （1）住民基本台帳ファイル 3．特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者（元職員，アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の仕様の記録 現在行っているセキュリティー向上策や措置については記述した方がよい。	七年間	7年間 ・端末画面にセキュリティフィルタを設置することにより，操作者しか画面を視認できないようにしている。	御指摘のとおり追記します。
29	改善事項	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※（7．リスク1⑨を除く。） （1）住民基本台帳ファイル 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認 現在行っているセキュリティー向上策や措置については記述した方がよい。		また，業者が作業する際は職員立ち会いの下で行うこととしている。	御指摘のとおり追記します。
30	誤記の訂正	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※（7．リスク1⑨を除く。） （1）住民基本台帳ファイル 5．特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク，誤った相手に提供・移転してしまうリスク	二人以上	2人以上	誤記のため修正します。
31	指摘事項	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※（7．リスク1⑨を除く。） （1）住民基本台帳ファイル 7．特定個人情報の保管・消去 リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 ヒアリングの結果、システムで自動判定され削除されことから、実態にあった記述にした方	住民基本台帳法施行令第34条により，消除された日から5年間保存することは定義されているが，削除の定義の記載はない。。適宜，住民記録システムの機能にて削除を行う。	住民基本台帳法施行令第34条第1項に定める保存期間（消除された日から5年間）を過ぎた住民票の情報については，既存住基システムにて自動的に消去する。・届書及び帳票の紙媒体の情報については，旭川市事務取扱規程及び旭川市情報セキュリティポリシーに基づき，保管及び廃棄を行うこととしている。廃棄時には，要領・手順書等に基づき，裁断，溶解等を行うとともに，帳票管理簿等にその記録を残す。	御指摘のとおり修正します。
32	法律の引用	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※（7．リスク1⑨を除く。） （2）本人確認情報ファイル 2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク1：　目的外の入手が行われるリスク	平成14年6月10日総務省告示第334号	平成14年総務省告示第334号	誤記のため修正します。

（別紙4）第三者点検と評価書への反映について

項番	大項目	意見等	変更前の記載	変更後の記載	市の考え方
33	誤記の訂正	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※（7．リスク1⑨を除く。） （2）本人確認情報ファイル 3．特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者（元職員，アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理	（操作者識別カードにより認証を行っている場合はその旨を記載）	誤記による削除	誤記のため削除。
34	改善事項	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※（7．リスク1⑨を除く。） （2）本人確認情報ファイル 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認 現在行っているセキュリティー向上策や措置については記述した方がよい。		また，業者が作業する際は職員立ち会いの下で行うこととしている。	御指摘のとおり追記します。
35	誤記の訂正	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※（7．リスク1⑨を除く。） （2）本人確認情報ファイル 5．特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク，誤った相手に提供・移転してしまうリスク	二人以上	2人以上	誤記のため修正します。
36	用語の統一	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※（7．リスク1⑨を除く。） （2）本人確認情報ファイル 7．特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・既存リスク ⑥技術的対策	サーバー	サーバ	誤記のため修正します。
37	用語の統一	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※（7．リスク1⑨を除く。） （2）本人確認情報ファイル 7．特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・既存リスク ⑩死者の個人番号	住民基本台帳法施行令	住基法施行令	誤記のため修正します。
38	法律の引用，指摘事項	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※（7．リスク1⑨を除く。） （2）本人確認情報ファイル 7．特定個人情報の保管・消去 リスク3：　特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク サーバ等を直接操作しての作業に関しては，決裁文書等をトリガーにしていることを確認したが，個別作業に関してログを残すなど改善の余地があります。	・システム上，住民基本台帳法施行令第34条第3項（保存）に定める期間（150年間）を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報（履歴情報）及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。 ・廃棄時には，要領・手順書等に基づき，裁断，溶解等を行う。	・システム上，住基法施行令第34条第3項（保存）に定める期間（150年間）を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報（履歴情報）及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。その際は管理者の承認を得る。 ・廃棄時には，要領・手順書等に基づき，裁断，溶解等を行うとともに，帳票管理簿等にその記録を残す。	御指摘のとおり修正します。
39	法律の引用	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※（7．リスク1⑨を除く。） （3）送付先情報ファイル 2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク1：　目的外の入手が行われるリスク	平成14年6月10日総務省告示第334号	平成14年総務省告示第334号	誤記のため修正します。

（別紙4）第三者点検と評価書への反映について

項番	大項目	意見等	変更前の記載	変更後の記載	市の考え方
40	誤記の訂正	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※（7．リスク1⑨を除く。） （3）送付先情報ファイル 3．特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者（元職員，アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理	（操作者識別カードにより認証を行っている場合はその旨を記載）	誤記により削除	誤記のため修正します。
41	改善事項	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※（7．リスク1⑨を除く。） （3）送付先情報ファイル 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認 現在行っているセキュリティー向上策や措置については記述した方がよい。		また，業者が作業する際は職員立ち会いの下で行うこととしている。	御指摘のとおり追記します。
42	誤記の訂正	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※（7．リスク1⑨を除く。） （3）送付先情報ファイル 5．特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク，誤った相手に提供・移転してしまうリスク	二人以上	2人以上	誤記のため修正します。
43	用語の統一	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※（7．リスク1⑨を除く。） （3）送付先情報ファイル 7．特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・既存リスク ⑤物理的対策	サーバー	サーバ	誤記のため修正します。
44	用語の統一	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※（7．リスク1⑨を除く。） （3）送付先情報ファイル 7．特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・既存リスク ⑥技術的対策	サーバー	サーバ	誤記のため修正します。
45	指摘事項	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※（7．リスク1⑨を除く。） （3）送付先情報ファイル 7．特定個人情報の保管・消去 リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 サーバ等を直接操作しての作業に関しては，決裁文書等をトリガーにしていることを確認したが，個別作業に関してログを残すなど改善の余地があります。		その際は，管理者の承認を得る。	御指摘のとおり追記します。
46	改善事項	Ⅴ開示請求，問合せ 1．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		行っている	実施する予定ですので修正します。
47	改善事項	Ⅴ開示請求，問合せ 1．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名		個人情報取扱事務届簿（住民記録事務）においてファイル記録項目を公表予定。	実施する予定ですので修正します。

（別紙4）第三者点検と評価書への反映について

項番	大項目	意見等	変更前の記載	変更後の記載	市の考え方
48	改善事項	Ⅴ開示請求，問合せ 1．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 公表場所		旭川市　市民生活部　市民活動課　市民参加推進係（市政情報コーナー）	実施する予定ですので修正します。
49	追記	Ⅵ評価実施手続 1．基礎項目評価 ①実施日		平成27年3月1日	記載漏れを修正します。
50	実施後の追記	Ⅵ評価実施手続 2．国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成27年4月15日から平成27年5月15日まで（予定）	平成27年4月15日から平成27年5月15日まで	実施しましたので追記します。
51	実施後の追記	Ⅵ評価実施手続 2．国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容		別紙3のとおり。	実施しましたので追記します。
52	実施後の追記	Ⅵ評価実施手続 2．国民・住民等からの意見の聴取 ⑤評価書への反映		別紙3のとおり。	実施しましたので追記します。
53	期日の変更	Ⅵ評価実施手続 3．第三者点検 ①実施日		平成２７年６月５日～平成２７年６月２５日	期日に変更がありましたので変更します。
54	実施後の追記	Ⅵ評価実施手続 3．第三者点検 ③結果		住民基本台帳関係事務全項目評価書（案）について，パブリックコメントの結果及び第三者点検での指摘事項を受けて評価書の見直しを行った内容は，特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日）に沿って作成されており適正であると判断された。 また，次のとおり付言を受けている。 ・開発中のシステム機能によるリスク軽減策が確実に実装されるよう，委託先の管理監督を実施するとともに，事故防止に向け従業者に対する教育や，監査などの情報セキュリティ対策の継続的な改善活動を期待する。 ・記述の誤りや用語の不統一について修正を必要とする。 ・現在行っているセキュリティー向上策や措置については記述した方がよい。 指摘事項とその対応については，別紙4のとおり。	実施しましたので追記します。